

「議会基本条例（案）」 「議員報酬の見直し」 「議員定数」 に関するパブリックコメント実施結果

金ケ崎町議会 議員報酬等検討特別委員会

令和8年6月

金ケ崎町議会議員報酬等検討特別委員会は、議会基本条例（案）、議員報酬の見直し案及び議員定数の考え方について、パブリックコメントを実施し、令和8年6月9日の町議会定例会最終日に、その結果を含む最終報告を行いました。

このたび、金ケ崎町議会では、同委員会の最終報告を踏まえ、パブリックコメントでお寄せいただいたご意見の概要と、それに対する議会（同委員会）の考え方を、次のとおり公表します。

ご意見をお寄せいただいた皆様に、厚く御礼申し上げます。

1 実施概要

実施期間	令和8年4月6日から5月8日まで（必着）
対象	議会基本条例（案）、議員報酬の見直し案及び議員定数の考え方
意見を提出できる方	金ケ崎町に住所を有する方
提出方法	郵送、持参、電子メール又はFAX（様式自由）
資料の閲覧場所	町ホームページ、議会事務局（役場4階）及び住民意見交換会各会場
個人情報の取扱い	ご提出いただいた氏名・住所は、提出資格の確認にのみ使用し、公表しません。ご意見の公表にあたっては、個人が特定されない形で取りまとめています。

※ パブリックコメントの対象者は町内に住所を有する方としましたが、本検討の3テーマに関して期間外又は町外の方から寄せられたご意見についても、参考意見として整理しています。

2 周知方法

パブリックコメントの実施にあたり、次の方法により、対象資料の閲覧及び意見提出方法等について周知しました。

- ・議会だより「かねがさき」No.158（令和8年3月19日発行・全戸配布）において、議会基本条例（案）、議員報酬の見直し及び議員定数に関する検討

内容を特集掲載

- ・町ホームページにおいて、議会基本条例（案）、議員報酬の見直し案、議員定数の考え方に関する資料及び意見提出用紙を掲載
- ・住民意見交換会 6 会場において、関係資料を配布するとともに、パブリックコメントの実施期間、提出方法等を案内

3 提出状況

パブリックコメントの実施期間中に、正式な意見として受け付けたご意見は 7 件でした。

このほか、実施期間外又は町外の方から寄せられたご意見のうち、本検討の 3 テーマに関するものについては、参考意見として併せて整理しました。

正式提出（町内・期間内）	7 件
参考（町内・期間外）	1 件
参考（町外・議会だより応募欄）	1 件
整理対象計	9 件

※ 正式なパブリックコメントとして受け付けたご意見は 7 件です。参考意見 2 件は、提出資格又は提出期間の要件には該当しませんが、本検討の参考とするため、正式提出とは区別して整理したものです。

※ ご意見は、原則として提出されたご意見ごとに区分していますが、お一人で複数のテーマにご意見をお寄せいただいた場合があるため、件数とご意見の項目数は必ずしも一致しません。

4 寄せられたご意見と議会の考え方

寄せられたご意見と、それに対する議会（本委員会）の考え方を、テーマ別に以下のとおり示します。

なお、ご意見の公表にあたっては、個人情報保護の観点から、提出者が特定されない形で趣旨を要約しています。

(1) 議会基本条例（案）について

ご意見の概要	議会（本委員会）の考え方
<p>条例の制定に賛同・共感する。</p> <p>ただし、「当たり前のこと」を実際にやり切れるかが課題であり、理念をどう「見える化」「システム化」するかが問われる。</p> <p>作って終わりではなく、これからがスタートである。</p>	<p>制定へのご賛同に感謝申し上げます。</p> <p>条例の理念を日常の議会運営に反映するため、令和9年4月の施行を目指し、一般質問等における論点整理や自由討議に関する申し合わせ事項の整備を進めます。</p> <p>あわせて、政治倫理、ハラスメント防止、町民参加等についても、条例の趣旨を踏まえ、研修や運用上の工夫により実効性の確保を図ります。</p>
<p>任期ごとの検証について、決定に必要な議会の回数を明確にすべき。</p> <p>検証議論で本来の議論時間が減ることへの懸念がある。</p> <p>任期ごとに高額報酬が決まる「暴走」を防ぐため、決定前の公開・意見募集を継続的に行うべき。</p>	<p>検証の手順や進め方については、条例施行までに運用面で整理し、他の議会運営に過度に影響しない効率的な手続となるよう検討します。</p> <p>あわせて、決定前の公開や意見募集については、基本条例（案）第8条に掲げる町民参加の趣旨に沿い、住民意見交換会やパブリックコメント等の手法を活用していきます。</p>
<p>政策提言や議員側による条例提案を、第5条又は第15条に位置付けるべき。</p> <p>議員個々のレベルアップを促すことが、報酬改定の説得力にもつながる。</p>	<p>議員個々のレベルアップは重要なご指摘であると受け止めます。</p> <p>政策提言や議員提案による条例提案は、議員の活動原則及び議会活性化の趣旨に含まれるものと整理しています。</p> <p>今後、条例の趣旨を踏まえ、議員研修の体系化、政策形成能力の向上、議会活動の見える化に取り組みます。</p>

ご意見の概要	議会（本委員会）の考え方
<p>「開かれた議会」「熟議できる議会」に共感する。次の3点を確実に実現してほしい。</p> <p>①最低年1回の一般質問のルール化 ②住民意見交換会の継続開催（最低2年に1回、参加が少なくても定着を） ③議員報酬・定数の任期中検証</p>	<p>いずれも条例の理念を実効化する重要なお提案であると受け止めます。</p> <p>①一般質問については、その実施の徹底に取り組みます。</p> <p>②住民意見交換会の継続開催については、議会運営委員会等で協議し、継続的な町民参加の機会の確保に努めます。</p> <p>③議員報酬及び議員定数の任期中の検証については、基本条例（案）に位置付け、運用面の進め方を条例施行までに整理します。</p>

（2）議員報酬の見直し案（月額305,000円）について

ご意見の概要	議会（本委員会）の考え方
<p>23年間の据置きや、退職金・議員年金・雇用保険がない実態を踏まえ、引き上げに賛同する。</p> <p>議員活動に専念できる報酬を確保すべき。</p>	<p>ご賛同に感謝申し上げます。</p> <p>本委員会では、議員報酬が長期間据え置かれてきたことに加え、退職金、議員年金、雇用保険等がない実態を踏まえ、議員活動の実態に基づく原価方式により、月額305,000円とする見直し案を最終報告として取りまとめました。</p>
<p>一気に約1.5倍の引き上げは影響を検証すべきで、数年かけた段階的な引き上げが望ましい。</p>	<p>段階的な引き上げについても検討の対象となる考え方であると受け止めます。</p> <p>一方で、本委員会では、議員活動の実態に基づき算定した水準を反映することが、活動実態との整合性及びなり手確保の観点から適切であると判断しました。</p> <p>このため、今回の最終報告では、段階的な実施ではなく、月額305,000円への見直しが適切であるとの結論としました。</p>

ご意見の概要	議会（本委員会）の考え方
<p>月額 305,000 円は高額で、算定根拠が不明である。</p> <p>年間 125 日の活動でこの金額は高い。</p> <p>日報等により毎日の活動時間を見える化してほしい。</p>	<p>算定にあたっては、議員全員を対象とした活動量調査により把握した年間活動日数 125 日を基礎とし、町長給料月額との比較により、議員報酬の水準を検討しました。</p> <p>なお、調査対象期間後には、本委員会・幹事会の活動、住民意見交換会、パブリックコメント対応等も本格化しており、実際の活動量はこれを上回る面があると考えています。</p> <p>ご指摘の活動の見える化については、議会基本条例（案）の趣旨を踏まえ、継続的に取り組みます。</p>
<p>全国議長会が示す 47%※に対し、本町を 41.0%とした根拠を丁寧に説明してほしい。</p> <p>町長と議員では 1 日の活動の質が異なり、活動日数での比較自体に違和感がある。</p>	<p>本町の 41.0%は、全国町村議会議長会が目指すべき水準として示す 47%を下回る水準です。</p> <p>本委員会では、業務の性質や密度の差を加味して上乘せするのではなく、活動日数を基礎として抑制的に算定しました。</p> <p>町長と議員の職務の性質が異なることは踏まえつつ、客観的な説明が可能な方法として、活動実態に基づく算定を行ったものです。</p>
<p>当面は報酬の引き上げ額を抑え、別に「政務活動調査費」を新設する 2 層構造で議員活動を支える方式を検討してはどうか。</p>	<p>議員活動の質の向上を支える制度として、示唆に富むご提案であると受け止めます。</p> <p>今回の検討では、まず議員報酬本体の適正化に焦点を当てましたが、政務活動費等の制度的支援のあり方については、議員研修の体系化や政策形成能力の向上と併せて、次期任期中の検討課題とします。</p>

ご意見の概要	議会（本委員会）の考え方
<p>報酬の引き上げは議員自らが諮問するのではなく、審議会側で研究・検討する方が筋ではないか。</p> <p>審議会の委員はどなたか。</p>	<p>本委員会の役割は、議員報酬等のあり方について、議会として自律的に調査・検討し、その結果を町長へ提示することにあります。</p> <p>一方で、議員報酬の改定を最終的に決定する権限は本委員会にはありません。</p> <p>実際の改定は、町長が金ケ崎町特別職報酬等審議会に諮問し、その意見を踏まえたうえで、条例改正の手續により決定されます。</p> <p>審議会委員の選任及び運営は町長の所管事項であり、審議の進め方や透明性の確保についても、町において判断されるものです。</p>
<p>増額分（年間約 2,402 万円）の財源と、補助金・助成金や住民サービスへの影響を明確にしてほしい。</p> <p>改定差額分は将来を担う子どもたちへの投資に充てるべき。</p>	<p>改定後の議員報酬総額は一般会計予算の約 0.74%にとどまるものであり、特定の補助金や助成金の削減、住民サービスの縮小と直接引き換えに行うものではありません。</p> <p>予算全体の配分は、町長及び町当局が総合的に調整するものです。</p> <p>将来世代への投資を重視すべきとのご指摘は、町政全体に関わる重要な視点として受け止めます。</p>
<p>報酬アップは今の活動への「対価」か、今後への「期待料」か。</p> <p>報酬に見合う議会活動の自己評価・実績の見える化が求められる。</p>	<p>報酬の見直しは、現在の議員活動の実態を踏まえるとともに、今後の議会活動の質的強化と一体で進めるべきものと考えます。</p> <p>そのため、一般質問、委員会活動、研修、政策提言等の実績を分かりやすく公表し、議員活動の自己評価や見える化に継続して取り組みます。</p>

ご意見の概要	議会（本委員会）の考え方
<p>県内他町の議員報酬並みでよいのではないか。</p> <p>改定の根拠として、より多くの他町議会の例を示してほしかった。</p>	<p>本町の算定は、他町との単純比較ではなく、本町議会の活動実態に即した原価方式による独立した算定を基本としています。</p> <p>類似団体との比較は参考になりますが、それだけで報酬水準を決めるのではなく、議員活動の実態、議会機能の維持・強化、なり手確保の観点を総合的に検討しました。</p> <p>県内町村議会の見直し動向については、最終報告書に整理しています。</p>

※ 「47%」は、全国町村議会議長会が令和6年7月10日付けの決議で示した水準で、市議会議員との均衡を踏まえ、議員報酬を町村長の給料月額の47%程度を目指すとするものです。本町が活動実態に基づき算定した41.0%は、これを下回る抑制的な水準です。詳しくは、最終報告書（第4章）をご覧ください。

（3）議員定数について

ご意見の概要	議会（本委員会）の考え方
<p>多様な意見を町政に反映する観点から、現行16人が現時点で必要。</p> <p>地域代表のみならず議会全体の代表意識を持ち、議員間の連携も図ってほしい。</p>	<p>ご賛同に感謝申し上げます。</p> <p>本委員会においても、町民の多様な意見を町政に反映するためには、一定の議員数を確保することが必要であると考えます。</p> <p>代表性、審議体制及びなり手確保の観点から総合的に検討した結果、現時点では現行の16人を維持することが適当であるとの結論に至りました。</p> <p>あわせて、議員一人ひとりが地域代表にとどまらず、議会全体として町民全体の代表であることを自覚し、議員間の連携と議会機能の向上に努めます。</p>

ご意見の概要	議会（本委員会）の考え方
<p>定数は増やすことはあっても削減してはならない。</p> <p>削減すれば住民の声が届かなくなる。</p>	<p>住民の声を町政に届けるうえで、議員定数の確保は重要であるとのご意見として受け止めます。</p> <p>一方で、議員定数を増やすことについては、必要な候補者数が増えることにより、定数割れのリスクを高めるおそれがあります。</p> <p>本委員会では、報酬の適正化により立候補しやすい環境を整えつつ、代表性、審議体制及びなり手確保のバランスを踏まえ、現時点では16人を維持することが適切であると判断しました。</p>
<p>月額305,000円に引き上げるなら定数を削減すべき。</p> <p>報酬増で町のどの予算が削られるのかを明示してほしい。</p>	<p>報酬と定数は、いずれも議会のあり方に関わる重要な事項ですが、それぞれ異なる観点から判断すべきものと考えます。</p> <p>報酬は議員活動の実態、なり手確保及び活動に専念できる環境整備の観点から、定数は代表性、審議体制及び議会機能の維持の観点から検討しました。</p> <p>そのため、報酬の見直しと定数削減を引き換えに扱うことは適当ではないと判断しました。</p> <p>また、報酬の見直しは、特定の事業や住民サービスの削減と直接引き換えに行うものではありません。</p>

ご意見の概要	議会（本委員会）の考え方
<p>16人維持には違和感がある。</p> <p>14人程度の少数精鋭体制へ移行し、議員一人ひとりの責任と役割を明確化すべき。</p>	<p>議員一人ひとりの責任と役割を明確にすべきとのご指摘は、重要な視点であると受け止めます。</p> <p>そのうえで、14人程度への削減については、常任委員会の運営体制、地域代表性、審議の充実、なり手確保への影響を総合的に検討しました。</p> <p>その結果、現時点では、議会機能と町民の多様な意見を反映する体制を維持するため、16人を維持することが適当であると判断しました。</p> <p>今後は、議会基本条例の趣旨を踏まえ、議員一人ひとりの役割の明確化、活動の見える化及び資質向上に取り組みます。</p>
<p>現状維持は「セーフティゾーン」を意識した「はじめに結論ありき」「守りの姿勢」に映る。</p> <p>財政効果のみでなく、議員の資質や議会の矜持が問われている。</p>	<p>ご指摘のとおり、議員定数の検討においては、単に人数の増減や財政効果だけでなく、議員の資質、議会の役割、町民からの信頼を含めて考える必要があります。</p> <p>本委員会では、代表性、議会機能、なり手確保及び財政効果の4つの観点から比較検討しました。</p> <p>その結果、財政効果のみを理由として定数を削減することは、議会機能や町民の多様な意見を反映する体制に影響を及ぼすおそれがあるため、現時点では16人を維持することが適当であると判断しました。</p> <p>あわせて、広い知見を持つ町民の参画を促す環境整備、議員活動の見える化、議員研修の充実等により、議会全体の資質向上に努めます。</p>

(4) 本検討に関連するその他のご意見

ご意見の概要	議会（本委員会）の考え方
<p>議員のなり手不足は、自治会の担い手不足等とも共通する地域全体の課題である。</p> <p>現役世代が挑戦できるよう、本業として議員活動に専念できる制度設計を。</p>	<p>議員のなり手不足は、議会だけでなく、地域全体の担い手不足とも共通する重要な課題であると受け止めます。</p> <p>本委員会では、今回の議員報酬の見直し及び議会基本条例の制定を、現役世代、子育て世代、女性など、多様な人材が議員活動に挑戦しやすい環境を整えるための一連の取組みの一部と位置付けています。</p> <p>今後も、議員研修の体系化、議員活動の見える化、町民参加の機会の充実に取り組みます。</p>
<p>議会が町当局と健全な緊張関係を保ち、追認機関にとどまらない役割を果たすことを期待する。</p>	<p>議会が町当局と健全な緊張関係を保ち、町政に対する監視機能及び政策提言機能を発揮することは、議会の重要な役割であると考えます。</p> <p>議会基本条例の制定及び議会機能の強化は、町当局の政策形成や予算編成に対するチェック機能を高めるとともに、必要に応じて対案や提言を行う議会を目指すための取組みです。</p>
<p>今回の住民意見交換会を年1回程度（最低2年に1回）継続的に開催してほしい。</p> <p>参加者が少なくても、対話の機会を定着させることが大切。</p>	<p>町民との対話の機会を継続的に設けることは、議会基本条例（案）に掲げる町民参加の趣旨と合致する重要なご指摘であると受け止めます。</p> <p>本報告後も、住民意見交換会、町民懇談会等の継続的な開催のあり方について、議会運営委員会等で協議し、町民が議会に意見を届けやすい環境づくりに努めます。</p>
<p>戦前まで地方議員が名誉職の扱いだった歴史に鑑み、地方議員の報酬の検討は必要である。</p> <p>【参考：町外の方からのご意見】</p>	<p>町外の方からのご意見であるため、正式なパブリックコメントとしては取り扱いませんが、地方議員の報酬を検討する意義に関する参考意見として受け止めます。</p>

ご意見の概要	議会（本委員会）の考え方
過去の特定の議案における議会の対応や議論を評価するご意見が寄せられた。	<p>本検討の3テーマに直接関わるものではありませんが、議会の活動に対する評価として受け止め、記録します。</p> <p>議会基本条例の制定及び議会機能の強化を通じて、引き続き、分かりやすく活発な議会運営に努めます。</p>
特定の地域課題について、議会でもより活発な議論を期待するご意見が寄せられた。	<p>議会に対するご意見として受け止め、記録します。</p> <p>議会の直接の所管に属しない事項については、必要に応じて町当局等と共有します。</p> <p>なお、自由討議や所管事務調査等を通じて、多様な課題について熟議を深めるよう努めます。</p>

5 意見を踏まえた案の修正の有無

今回のパブリックコメントで頂戴したご意見を踏まえ、本委員会において内容を確認・検討した結果、本委員会の結論である、議会基本条例（案）の制定、議員報酬の見直し（月額 305,000 円）及び議員定数の維持（16 人）という基本的な方向性については、変更しないこととしました。

一方で、頂戴したご意見のうち、議員活動の見える化、議員研修の体系化、住民意見交換会の継続的開催、任期ごとの報酬・定数の検証手続の明確化等については、今後の議会運営及び議会基本条例施行後の運用における重要な検討課題として受け止め、引き続き整理・検討していきます。

なお、議会基本条例（案）については、基本的な方向性は維持したうえで、条例の施行に向け、必要な運用方法や申し合わせ事項等について、今後の議会運営の中で整理していきます。

6 総括

パブリックコメントとして正式に頂戴した7件のご意見及び参考意見として整理した2件のご意見は、別途実施した住民意見交換会でのご意見と併せて、本委員会の検討結果を確認し、今後の議会運営の課題を整理するうえで、重要なものとなりました。

今回頂戴したご意見には、議会基本条例（案）の制定、議員報酬の見直し及び議員定数の維持に対する賛同のほか、報酬の算定根拠、活動の見える化、定数維持の理由、町民との対話の継続などに関するご意見やご懸念が寄せられました。本委員会では、これらのご意見を一つ一つ確認し、個別のご意見に対する議会（本委員会）の考え方を本書に整理しました。

文書による意見提出は、形式に馴染みの薄い方にとってはハードルが高い面もあります。今後は、議会基本条例（案）に掲げる議会の活動原則及び町民参加の趣旨を踏まえ、住民意見交換会の継続的な開催、若者・女性・子育て世代等を対象とした意見聴取、時間帯や曜日に配慮した開催方法、各種団体・学校等を通じた意見聴取、オンラインの活用など、より参加しやすい方法を検討していきます。

頂戴したご意見と議会の考え方については、町ホームページ等により広く町民に公表します。金ケ崎町議会は、議員報酬等検討特別委員会の最終報告を踏まえ、議会基本条例の理念のもと、町民の皆様との対話を重ね、より開かれた、分かりやすい議会づくりに今後も取り組んでいきます。

令和8年6月
金ケ崎町議会 議員報酬等検討特別委員会
委員長 佐藤 千幸